

議案第 18 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

放課後児童支援員とみなす研修修了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、君津
市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市
条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」
に、「令和5年3月31日までに」を「市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める
研修計画において、放課後児童支援員としての業務に就いた日から2年以内に研修を」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間 _____、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に就いた日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和5年3月31日までに</u> _____修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>